

監査結果報告書

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会定款第14条第1項、ならびに第28条第1項の規定に基づき、平成25年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支内訳書、事業活動収支内訳書を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成26年5月19日

監事 杉岡武彦 ⑩

監事 田中富之 ⑩